

Ⅱ 報 告

第 1 神戸SDGs 貢献基金条例の件（第 81 号議案、環境局関連）

第 81 号議案

神戸SDGs 貢献基金条例の件

神戸SDGs 貢献基金条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸SDGs 貢献基金条例

（設置）

第 1 条 神戸の豊かな環境を守り、その恵みを将来にわたって享受し続けられる持続可能な暮らしと社会の実現に資する事業及びまち・ひと・しごと創生寄附活用事業を推進するため、神戸SDGs 貢献基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第 2 条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 市民、事業者等が前条に規定する事業に対して行う寄附金額及び市長が基金への積立てを適当であると認める寄附金額
- (2) 基金の運用から生ずる収益の額。ただし、第 5 条第 3 項の規定により積み立てる場合に限る。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、予算で定める額

（管理）

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（繰替運用）

第 4 条 市長は、基金設置の目的を達成するため、必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を事業費その

他の経費に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上しなければならない。

2 前項の収益は、基金設置の目的を達成するための経費に充てるものとする。

3 第1項の収益は、前項の規定にかかわらず、基金として積み立てることができる。

(処分)

第6条 市長は、第1条に規定する基金設置の目的を達成するため、必要があると認めるときは、予算に定めるところにより、基金に属する現金の一部を処分することができる。

(施行細目の委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年3月1日から施行する。

(環境事業基金条例の廃止)

2 神戸市環境事業基金条例(平成2年3月条例第36号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際前項の規定による廃止前の神戸市環境事業基金条例に基づく基金に属していた財産は、この条例に基づく基金に属する財産とする。

理 由

神戸SDGs貢献基金を設置するに当たり、条例を制定する必要があるため。